

## 令和 8 年度 公共用水域に係る水質測定計画(案)の概要

## 1. 測定地点・・・196地点（変更なし）

区 分	水域数	測定地点数			
		県	国土交通省	金沢市	計
河 川	49	99	6	45	150
湖 沼	3	8	0	0	8
海 域	11	32	0	6	38
計	63	139	6	51	196

## 2. 測定項目（PFOS及びPFOAを追加）

## (1) 環境基準項目・・・40項目

## ・人の健康の保護に関する環境基準項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素、1,4-ジオキサン

## ・生活環境の保全に関する環境基準項目（9項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素、BOD、COD、浮遊物質（SS）、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リン

## ・水生生物保全環境基準等の項目（4項目）

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量

## (2) 要監視項目・・・1項目

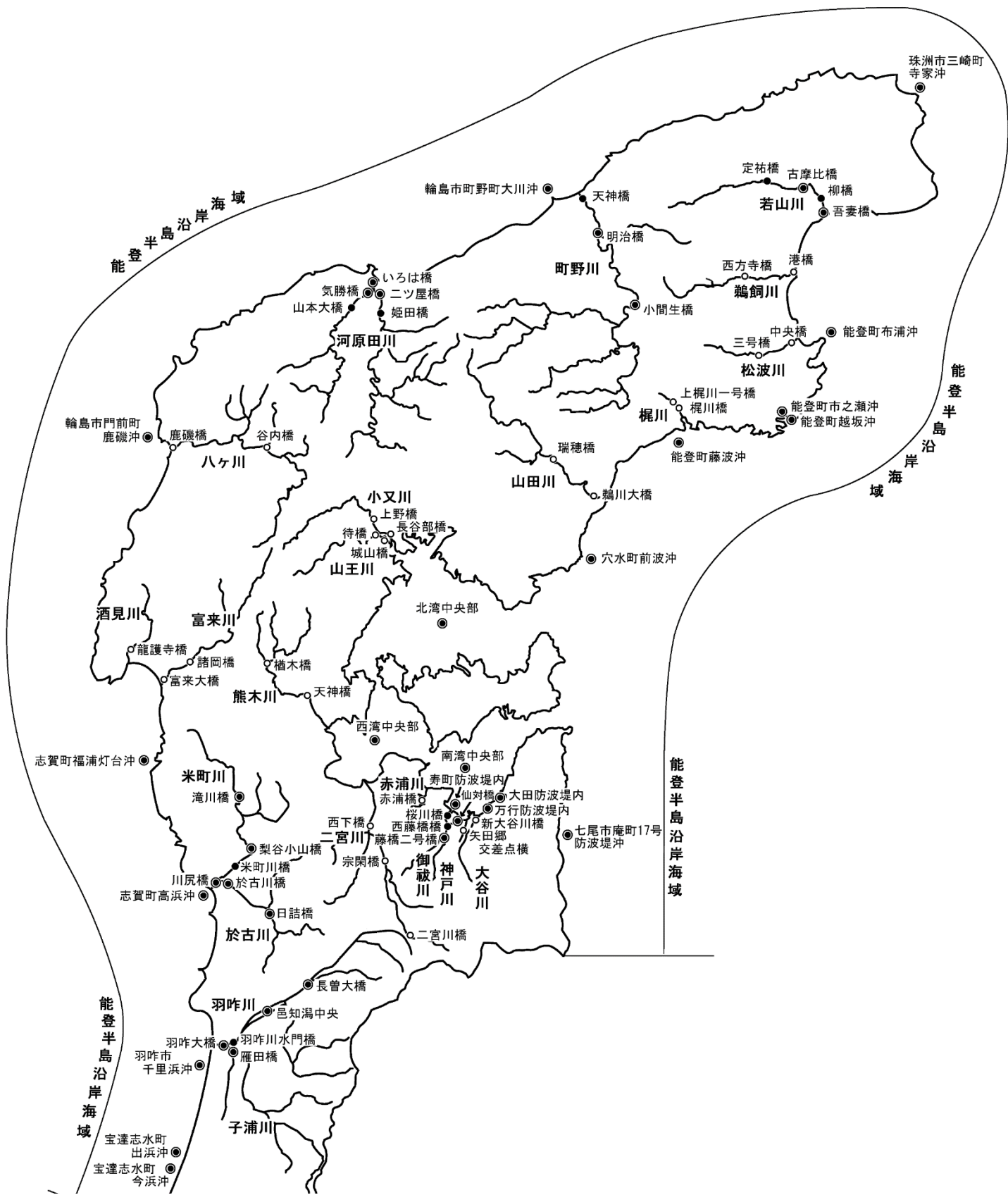
PFOS及びPFOA

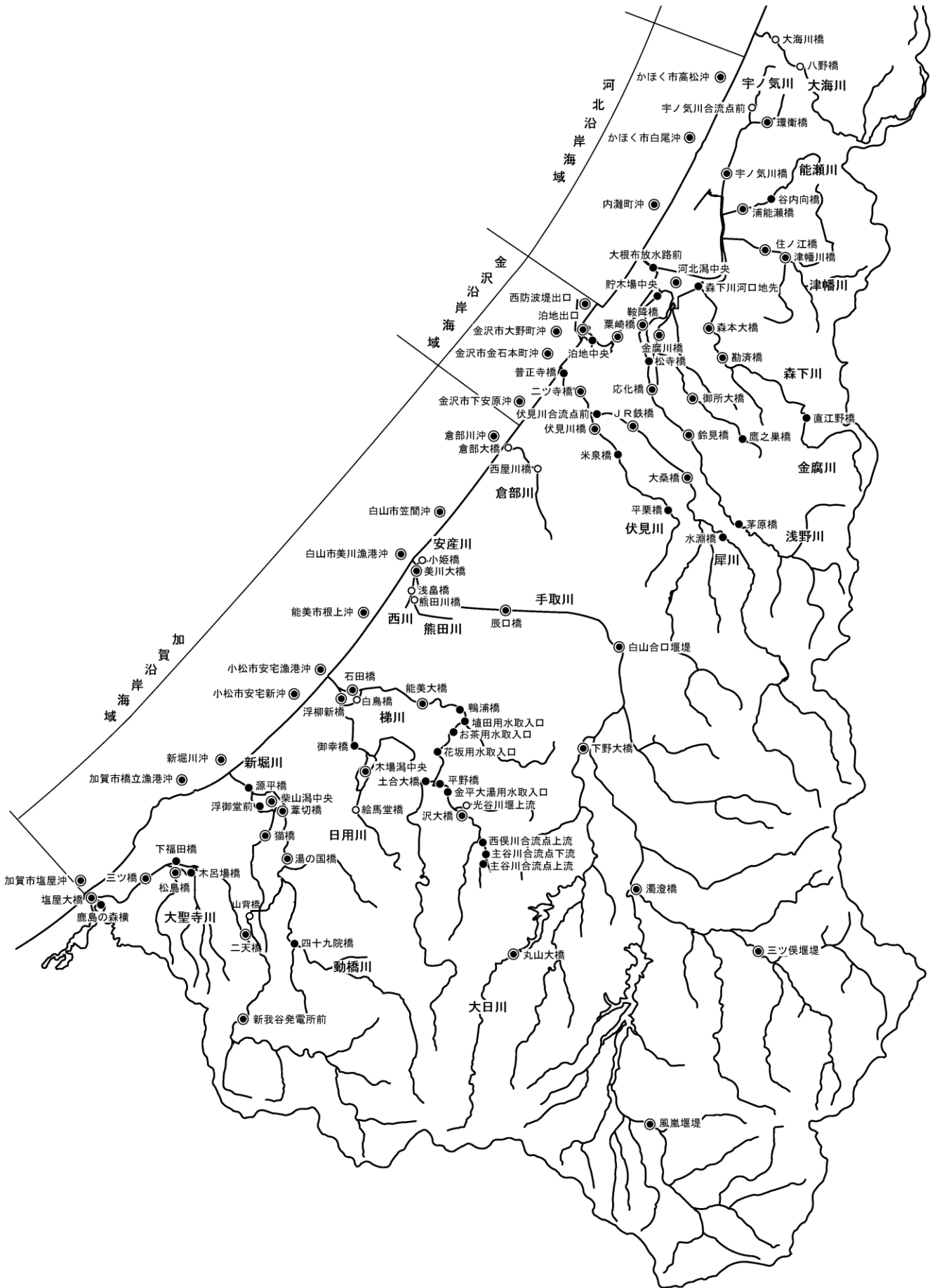
## (3) 環境基準項目及び要監視項目以外の項目・・・16項目

天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、銅、全亜鉛、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、全有機性窒素、無機性リン、電気伝導率、塩化物イオン、陰イオン界面活性剤

石川県水質測定地点図

- 環境基準地点 (環境基準点)
- 補足地点 (補助点)
- 一般地点 (上記以外の地点)





水系区分		河川名	類型	類型指定理由（利用目的の適応性）	区分	地点選定の理由	測定地点
系	名称						
大聖寺川	本川 上流	こおろぎ橋より上流	AA	水道1級（ろ過等による簡易な浄水処理で飲用可） 自然環境保全（自然探勝等の環境保全）	◎ 基準点	最上流（山中浄水場の 上流）	新我谷発電所前
	本川 中流	こおろぎ橋から敷地天神橋まで	A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	山中温泉街と山代温泉街の境	二天橋
	本川 下流	敷地天神橋から塩屋大橋まで	B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	● 補足	旧川との合流前	下福田橋
	別流（旧川上流）	敷地天神橋から下福田橋下流合流点まで	C	水産3級（コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可） 工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作で利用可）	● 補足	旧川（大聖寺市街地） の上流側	木呂場橋
	別流（旧川下流）	敷地天神橋から下福田橋下流合流点まで	C	水産3級（コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可） 工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作で利用可）	◎ 基準点	旧川（大聖寺市街地） の下流側	松島橋
	本川 下流	敷地天神橋から塩屋大橋まで	B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	◎ 基準点	旧川との合流後	三ツ橋
	北潟湖	湖沼	B IV	水産3級（コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可） 工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作で利用可） 農業用水として利用可	● 補足	北潟湖の下流側（福井 県からの境）	鹿島の森横
	本川 下流	塩屋大橋から下流	B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	◎ 基準点	最下流	塩屋大橋
新堀川	動橋川 上流	湯の国橋より上流	A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	最上流	四十九院橋
	用水・市の瀬用水	湯の国橋より上流			○ 一般	動橋川へ合流前（山代 温泉街）	山背橋
	動橋川 上流	湯の国橋より上流	A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	動橋市街地の上流	湯の国橋
	動橋川 下流	湯の国橋から下流	B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	◎ 基準点	柴山湯合流点（動橋市 街地の下流）	葦切橋
	支川・八日市川		B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	◎ 基準点	柴山湯合流点（山代温 泉街の下流）	猫橋
	柴山湯	湖沼	A IV	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可）又は水道3 級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	片山津温泉街側、漁業 権	浮御堂前
	柴山湯	湖沼	A IV	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可）又は水道3 級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	柴山湯、漁業権	柴山湯中央
本川 下流		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可）又は水道3 級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	最下流	源平橋	

DXN

●

●

●

●

●

水系区分		類型	類型指定理由(利用目的の適応性)	区分	地点選定の理由	測定地点
系	河川名					名称
梯	小支川・郷谷川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	倉谷堆積場鉱山廃水の処理水の上流	主谷川合流点上流
	小支川・郷谷川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	倉谷堆積場鉱山廃水の処理水の合流後	主谷川合流点下流
	小支川・郷谷川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	鉱山廃水	西俣川合流点上流
	小支川・郷谷川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	鉱山廃水、西俣川合流後	沢大橋
	小支川・光谷川			○ 一般	光谷川(沢堆積場)	光谷川堰上流
	小支川・郷谷川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	光谷川(沢堆積場)の合流後	金平大湯用水取入口
	小支川・郷谷川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	赤目立坑処理水の合流後	平野橋
	本川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	郷谷川との合流前	土合大橋
	本川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	埋立処分場の放流水の上流	花坂用水取入口
	本川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	松谷川(大谷堆積場)の合流後	お茶用水取入口
	本川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	仏大寺川(遊泉寺堆積場)の合流後	埴田用水取入口
	本川		A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	湊上川合流後(加賀産業道路の上流)	鴨浦橋
	本川 上流	白江大橋より上流	A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	(小松バイパスの下流)	能美大橋
	古川			○ 一般	小松市街地の下流	白鳥橋
	本川 下流	白江大橋から下流	B 水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	前川との合流前(小松市街地の下流で、下水処理場の上流)	石田橋 ●
	支川・日用川			○ 一般	粟津温泉街の下流、木場湯合流点	絵馬堂橋
木場湯	湖沼	A IV 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可)又は水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	木場湯、都市公園	木場湯中央 ●	
支川・前川		B 水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	● 補足	今江湯大排水路分岐前	御幸橋	
支川・前川		B 水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	木場湯の下流、前川水門の上流	浮柳新橋 ●	

DXN

水系区分		類型	類型指定理由(利用目的の適応性)	区分	地点選定の理由	測定地点	
系	河川名					名称	
手 取 川	本川 上流	風嵐谷川が合流する地点より上流	AA	水道1級(ろ過等による簡易な浄水処理で飲用可) 自然環境保全(自然探勝等の環境保全)	◎ 基準点	国定公園(旧白峰村の上流)	風嵐堰堤
	支川・尾添川上流	原井谷川が合流する地点より上流	AA	水道1級(ろ過等による簡易な浄水処理で飲用可) 自然環境保全(自然探勝等の環境保全)	◎ 基準点	国定公園(旧尾口村一里野の上流)	三ツ俣堰堤
	支川・尾添川下流	原井谷川が合流する地点から手取川本川合流点まで	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	手取川合流前	濁澄橋
	支川・大日川上流	雁沢橋より上流	AA	水道1級(ろ過等による簡易な浄水処理で飲用可) 自然環境保全(自然探勝等の環境保全)	◎ 基準点	国定公園(旧鳥越村、大日川ダムの上流)	丸山大橋
	支川・大日川下流	雁沢橋から手取川本川合流点まで	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	手取川合流前	下野大橋
	本川 中流	風嵐谷川が合流する地点から手取川橋まで	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	白山麓の最下流、鶴来の上流	白山合口堰堤
	本川 中流	風嵐谷川が合流する地点から手取川橋まで	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	中流	辰口橋
	支川・熊田川				○ 一般	旧寺井町市街地の下流	熊田川橋
	支川・西川				○ 一般	旧根上町市街地の下流	浅島橋
	本川 下流	手取川橋から河口まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	最下流	美川大橋
支川・安産川				○ 一般	旧美川町市街地の下流	小姫橋	
倉 部 川	本川				○ 一般	松任中央浄化センター下流	倉部大橋
	本川				○ 一般	松任駅西、相木団地内	西屋川橋

DXN

●

●

水系区分		河川名	類型	類型指定理由(利用目的の適応性)	区分	地点選定の理由	測定地点
系	名称						
大野川	宇ノ気川 上流	大谷川合流点より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	宇野気市街地の上流(旧埋立処分場、ゴルフ場の下流)	環衛橋
	支川・大谷川	宇ノ気川合流前			○ 一般	内高松の下流	宇ノ気川合流点前
	宇ノ気川 下流	大谷川合流点から河北潟合流点まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	宇野気市街地の下流	宇ノ気川橋
	能瀬川 上流		A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	能瀬の上流(旧埋立処分場の下流)	谷内向橋
	能瀬川 下流		A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	能瀬の下流	浦能瀬橋
	津幡川 上流	太白橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	津幡市街地の上流(埋立処分場の下流)	津幡川橋
	津幡川 下流	太白橋から河北潟合流点まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	津幡市街地の下流	住ノ江橋
	河北潟	湖沼	B IV	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可) 農業用水として利用可	● 補足	森下川合流後	森下川河口地先
	河北潟	湖沼	B IV	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可) 農業用水として利用可	◎ 基準点	河北潟、農業用水	河北潟中央
	河北潟	湖沼	B IV	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可) 農業用水として利用可	● 補足	大根布放水路(潟の防潮水門側の出口)	大根布放水路前
本川	河北潟調整防潮堤～機具橋～弓取川合流点	C	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	● 補足	防潮堤(貯木場水門)から浅野川との合流前	貯木場中央	
大海川	本川(上流)			○ 一般	高松の上流	八野橋	
大海川	本川(下流)			○ 一般	高松の下流	大海川橋	
羽咋川	支川・長曾川	邑知潟への流入口まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	中能登町と羽咋市の境	長曾大橋
	邑知潟	河川	C	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	◎ 基準点	邑知潟(羽咋市街地の上流)	邑知潟中央
	本川(下流)		C	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	● 補足	子浦川合流前(羽咋市街地の下流)	羽咋川水門橋
	支川・子浦川		B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	羽咋川合流前(志雄市街地の下流)	雁田橋
	本川(下流)		C	水産3級(ノイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	◎ 基準点	最下流	羽咋大橋

DXN

●

●

●

●

●

●

●

●

水系区分		河川名	類型	類型指定理由(利用目的の適応性)	区分	地点選定の理由	測定地点		
系	名称								
米	町	本川 上流	徳楽橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	最上流(立地計画の能登中核工業団地への排水規制)	滝川橋	
		本川 下流	徳楽橋から河口まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	仏木川合流後(埋立処分場下流)	梨谷小山橋	
	川	本川 下流	徳楽橋から河口まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	● 補足	志賀市街地北側の上流	米町川橋	
		支川・於古川上流	高堂新橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	志賀市街地南側の上流	日詰橋	
		支川・於古川下流	高堂新橋から米町川合流点まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	志賀市街地南の下流(米町川合流前)	於古川橋	
		本川 下流	徳楽橋から河口まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	志賀市街地の下流(於古川合流後)	川尻橋	
御	蔽	川	本川 上流	藤橋一号橋より上流	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	七尾市街地西部の上流	藤橋二号橋
			本川 下流	藤橋一号橋から下流	C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	● 補足	旧川との分岐点	西藤橋橋
			別流(旧川下流)	藤橋一号橋から下流(暫定E→C)	C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	◎ 基準点	旧川(中心市街地)	仙対橋
			本川 下流	藤橋一号橋から下流	C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	● 補足	七尾市街地西部の下流	桜川橋
神戸川	本川				○ 一般	七尾市街地東部の上流	矢田郷交差点横		
大谷川	本川				○ 一般	七尾市街地東部の下流	新大谷川橋		
赤浦川	赤浦湯				○ 一般	赤浦湯	赤浦橋		
二宮川	本川(上流)				○ 一般	旧鹿島町の上流	二宮川橋		
	本川(中流)				○ 一般	中能登町と七尾市の境	宗閑橋		
	本川(下流)				○ 一般	七尾と旧田鶴浜町との境	西下橋		
熊木川	本川(上流)				○ 一般	旧中島市街地上流	檜木橋		
	本川(下流)				○ 一般	旧中島市街地下流	天神橋		
富来川	本川(上流)				○ 一般	旧富来市街地上流	諸岡橋		
	本川(下流)				○ 一般	旧富来市街地下流	富来大橋		
龍見川	本川				○ 一般	旧富来西海上流	龍護寺橋		

DXN

水系区分		河川名	類型	類型指定理由（利用目的の適応性）	区分	地点選定の理由	測定地点
系	名称						
八ヶ川	本川（上流）				○ 一般	旧門前市街地の上流	谷内橋
	本川（下流）				○ 一般	旧門前市街地の下流 （下水処理場の上流）	鹿磯橋
河原田川	本川（上流）		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	輪島市街地東側の上流	姫田橋
	本川（下流）		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	輪島市街地東側（鳳至川の合流前、上流に輪島浄水場）	二ツ屋橋
	支川・鳳至川		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	輪島市街地西側の上流	山本大橋
	支川・鳳至川		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	輪島市街地西側（河原田川の合流前）	気勝橋
	本川（下流）	(B→A)	A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	輪島市街地の最下流	いろは橋
町野川	本川（上流）		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	能登町柳田と輪島市町野の境（町野浄水場の上流）	小間生橋
	本川（中流）		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	町野市街地（鈴屋川合流後）	明治橋
	本川（下流）		A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	最下流	天神橋

DXN

●

●

水系区分		河川名	類型	類型指定理由（利用目的の適応性）	区分	地点選定の理由	測定地点
系	名称						
小又川	本川（上流）				○ 一般	穴水市街地北側上流	上野橋
	本川（下流）				○ 一般	穴水市街地北側下流	長谷部橋
山王川	本川（上流）				○ 一般	穴水市街地西側小又川合流前	待橋
	本川（下流）				○ 一般	穴水市街地西側分岐後の真名井川	城山橋
山田川	本川（上流）				○ 一般	旧能都町鶴川の上流	瑞穂橋
	本川（下流）				○ 一般	旧能都町鶴川の下流	鶴川大橋
梶川	本川（上流）				○ 一般	能登町宇出津の上流（埋立処分場の下流）	上梶川一号橋
	本川（下流）				○ 一般	能登町宇出津市街地の下流	梶川橋
若山川	本川 上流	広栗橋より上流	A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	● 補足	最上流	定祐橋
	本川 上流	広栗橋より上流	A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可） 水産1級（ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可） 水浴（水浴が可能）	◎ 基準点	中流	古摩比橋
	本川 下流	広栗橋から下流	B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	● 補足	飯田市街地の上流	柳橋
	本川 下流	広栗橋から下流（暫定C→B）	B	水道3級（前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可） 水産2級（サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可）	◎ 基準点	飯田市街地の下流	吾妻橋
松波川	本川（上流）				○ 一般	旧内浦町松波上流	三号橋
	本川（下流）				○ 一般	旧内浦町松波下流	中央橋
鶴飼川	本川（上流）				○ 一般	上流（宝立浄水場の上流）	西方寺橋
	本川（下流）				○ 一般	宝立町鶴飼の下流（下水処理場の下流）	港橋

DXN

●

水系区分		類型	類型指定理由(利用目的の適応性)	区分	地点選定の理由	測定地点
系	河川名					名称
犀川	本川 上流	大桑橋より上流	A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	最上流(犀川ダムの下流)	水淵橋
	本川 上流	大桑橋より上流	A 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	金沢市街地の上流	大桑橋
	本川 中流	大桑橋から伏見川合流点まで	B 水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	金沢市街地	JR鉄橋
	伏見川(上流)		E 工業用水3級(特殊の浄水操作で利用可) 環境保全(国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む。))において不快感を生じない限度	● 補足	最上流(埋立処分場の下流)	平栗橋
	高橋川(上流)			○ 一般	野々市市と金沢市の境	大新橋
	高橋川(下流)			○ 一般	伏見川合流前	巨吉橋
	伏見川(中流)		E 工業用水3級(特殊の浄水操作で利用可) 環境保全(国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む。))において不快感を生じない限度	● 補足	金沢市街地南部	米泉橋
	木呂川(上流)			○ 一般	野々市市と金沢市の境	棒田橋
	木呂川(下流)			○ 一般	伏見川合流前	ハツ口橋
	伏見川(下流)		E 工業用水3級(特殊の浄水操作で利用可) 環境保全(国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む。))において不快感を生じない限度	◎ 基準点	犀川合流前(西部水質管理センターの下流)	伏見川橋
	本川 中流	大桑橋から伏見川合流点まで	B 水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	● 補足	金沢市街地の下流	伏見川合流点前
	十人川(上流)			○ 一般	野々市市と金沢市の境	新保大橋
	十人川(下流)			○ 一般	犀川合流前	西部緑地公園歩道橋
	本川 下流	伏見橋合流点から下流まで	D 工業用水2級(薬品注入等による高度の浄水操作で利用可) 農業用水として利用可	◎ 基準点	伏見川合流後	二ツ寺橋
	安原川(上流)			○ 一般	野々市市と金沢市の境	中屋町安原大橋
	福増川			○ 一般	野々市市と金沢市の境(安原川合流前)	水車川橋
	安原川(下流)			○ 一般	犀川合流前	佐奇森町轟橋
	本川 下流	伏見橋合流点から下流まで	D 工業用水2級(薬品注入等による高度の浄水操作で利用可) 農業用水として利用可	● 補足	最下流	普正寺橋
	木曳川			○ 一般		南無阿彌陀川橋
	要川			○ 一般		本町橋
辰戸用水			○ 一般		広坂1-1-1市役所前	
鞍月用水			○ 一般		下植木島橋	
大野庄用水			○ 一般		長町1-3-31武家屋敷横	
弓取川			○ 一般		鷹狩橋	
新大徳川			○ 一般		白鳩橋	
大徳川			○ 一般		無量寺橋	

DXN

水系区分		河川名	類型	類型指定理由(利用目的の適応性)	区分	地点選定の理由	測定地点
系	名称						
大	浅野川 上流	天神橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	最上流(湯涌温泉街の下流)	茅原橋
	浅野川 上流	天神橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	金沢市街地の上流(金沢大学角間キャンパスの下流)	鈴見橋
	浅野川 中流	天神橋からJR鉄橋まで	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	金沢市街地	応化橋
	浅野川 下流	JR鉄橋から下流	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	● 補足	城北水質管理センターの下流	松寺橋
	浅野川 下流	JR鉄橋から下流	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点	最下流	鞍降橋
	大宮川				○ 一般		御宮橋
野	金腐川(上流)		C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	● 補足	最上流(埋立処分場の下流)	鷹之巣橋
	金腐川(中流)		C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	◎ 基準点	金沢市街地の上流	御所大橋
	金腐川(下流)		C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	◎ 基準点		金腐川橋
	血の川				○ 一般		篠江橋
	柳橋川				○ 一般		浪受橋
	柳瀬川				○ 一般		柳瀬川つつみ公園前
	八田川				○ 一般		金沢競馬場横
川	森下川 上流	勘済橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	● 補足	最上流	直江野橋
	森下川 上流	勘済橋より上流	A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理で飲用可) 水産1級(ヤマメ・イワナ等貧腐水生水域の水生生物が生息可) 水浴(水浴が可能)	◎ 基準点	金沢市街地北部の上流	勘済橋
	森下川 下流	勘済橋から河北潟合流点まで	B	水道3級(前処理等を伴う高度な浄水処理により飲用可) 水産2級(サケ科魚類、アユ等貧腐水生水域の水生生物が生息可)	◎ 基準点		森本大橋
	二日市川				○ 一般		県農林総合研究センター横
	河原市用水				○ 一般		国道8号線橋
	本川	河北潟調整防潮堤～機具橋～弓取川合流点	C	水産3級(コイ、フナ等、中腐水生水域の水生生物が生息可) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作で利用可)	◎ 基準点		栗崎橋

・石川県環境審議会における河川類型指定の基本的な考え方

AA 白山国立公園など

A 水道水源、現状Aなら現状維持

B 下水道整備や工場排水規制

C 少なくとも現状維持(金腐川、御蔵川、羽咋川、大聖寺川)

D 少なくとも現状維持(犀川下流)

E 少なくとも現状維持(伏見川)

備考) ◎: 環境基準地点、●: 補足地点、○: 一般地点

DXN